## 市民協働事業の提案支援について

## 1 趣旨

地域や社会の課題解決やまちの魅力づくりにつながるような市民発意の柔軟な発想を活かした 提案の事業化へ向け、必要な支援や市の体制、環境づくりについて「市民協働事業の提案支援」 事業を実施します。

### 2 応募要件

(1) 応募者の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・横浜市内において、公共的又は公益的な活動を行っている法人、団体であること。
- ・自らが主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行う意欲があること。 ※暴力団員等は対象外とします。
- (2) 助成金の対象となる市民協働事業提案の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民等と横浜市が協働して取り 組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
- ・実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能であるもの

### ※対象外となるもの

- ・営利を目的としたもの ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教、選挙活動 ・施設等の建設及び整備を目的とするもの
- ・地区住民の交流、親睦を目的とするイベント
- ・国や他の自治体および横浜市が実施している制度による助成を受けているもの

#### 3 支援内容

- (1) 採択された事業の実現性を高めるために、市民局等が取組に関するアドバイスなどの伴走支援を行います。
- (2) 提案の事業化に向けて必要な経費の一部を選考により助成します。 1 事業につき上限 30 万円、令和 2 年度は 4 団体を予定しています。(※審査時点で予算上限に達していた場合は交付ができないことがあります。) 助成期間は単年度となります。

## 4 選考方法

市民協働推進センター事業部会が審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。市民の皆様への助成金の交付決定等を迅速に行うため、年に4回の市民協働推進委員会では部会の審査結果を承認していただく形になります。横浜市市民協働推進委員会からの審査結果を踏まえ、市長が採択団体を決定します。

提案の採択や助成金の交付の可否については、表2の基準点数にもとづき決定します。

裏面あり

# 【表1】審査基準

審查基準	地域課題・社会課題 の把握			<ul><li>・地域課題やニーズに沿った取組になっているか</li><li>・事業の目的が明確になっているか</li></ul>	20 点
	協働の必要性・手法			・協働だからこそ得られる成果が示されているか ・行政と協働しなければ事業目的が達成できない か	20 点
	実	現	性	<ul><li>・市との役割分担が協議されているか</li><li>・団体として協働事業に取り組む体制が整っているか、今後整う可能性があるか</li></ul>	20 点
	効		果	<ul><li>・事業を実施することにより、受益者や地域によい効果があるか</li><li>・市民満足度の向上につながるか</li></ul>	20 点
	発	展	性	・他の地域へ波及していくか ・今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えら れているか	20 点

## 【表2】提案の採択および助成金交付の基準点数

平均点数	提案の採択/不採択	助成金の交付/不交付
60 点以上	採択	交付
60 点未満	不採択	不交付

<sup>※</sup>予算を超える申請があった場合は、点数の高いものから交付

# 5 スケジュール

応募受付期間	令和2年11月末	応募書類を直接窓口に提出。
心 券 文 刊 朔 间	まで随時受付	(※電話で来庁予約)
		応募された団体に対し、プレゼンテーション
	直近の市民協働推	審査を行います。
プレゼン	進委員会(横浜市	書面審査、プレゼンテーション審査を踏まえ、
テーション審査	市民協働推進セン	横浜市市民協働推進委委員会で提案の採択や
	ター事業部会)	助成金を支出することが適切かどうか等につ
		いて審査します。
温 类 绀 田 泽 如	審査より約1か月	委員会での審査を踏まえ、市長から選考結果
選考結果通知	後	を通知します。
		採択された団体は、市と協働して事業に取り
F- 40 BB 44	採用通知後	組んでいただきます。
取 組 開 始		※助成金の交付までには少々お時間をいただく
		場合があります。